附則第三十五条第一項、第三十六条及び第三十七条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に改める。

附則第三十八条の見出し中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に、「附則第四十二条までにおいて同じ。）を」を「この条及び次条第一項において同じ。）を」に、「附則第四十三条」を「附則第四十条」に、「二十九年適用日から三十三年施行日」を「三十一年適用日から三十五年施行日」に、「この項、次項第一号及び附則第四十一条第二項第一号」を「この項及び次項第一号」に、「附則第四十二条までにおいて同じ。）の」を「この条及び次条第一項第一号において同じ。）の」に、「同条まで」を「この条及び同項各号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に、「二十九年適用日から三十三年施行日」を「三十一年適用日から三十五年施行日」に改め、同項第一号中「いう。以下附則第四十三条」を「いう。以下附則第四十条」に改め、「特定課税仕入れに係る支払対価の額（」を「いう。附則第四十一条第二項第一号において同じ。）」及び「同号及び」を削り、「除く。以下附則第四十三条まで」を「除く。次条第一項」に、「以下同条まで」を「同条第一項及び附則第四十条第一項」に改め、同項第二号、同条第四項、同条第五項ただし書及び同条第六項ただし書中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第三十九条第一項中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に、「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「附則第四十二条まで」を「この項」に、「（同項」を「（同条第二項」に、「同条まで」を「この項」に改め、「及び附則第四十二条」を削る。

附則第四十条第一項及び第三項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に改める。

附則第四十一条から第四十三条までを次のように改める。

第四十一条から第四十三条まで　削除

附則第四十四条第一項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に、「平成三十三年九月三十日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、「（第三項及び第四項において「登録開始日」という。）」を削り、「三十三年改正規定」を「三十五年改正規定」に改め、同条第二項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同条第三項中「、三十三年施行日」を「、三十五年施行日」に、「登録開始日が三十三年施行日」を「同条第一項の登録がされた日（以下この項及び次項において「登録開始日」という。）が三十五年施行日」に改め、同条第四項中「第一項の規定により新消費税法」を「新消費税法」に改め、「当該申請書に係る」を削り、「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に、「同法第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第五項の規定」を「当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があったこと」に、「（同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があった日の前日までに当該申請書の提出があった課税期間を除く。）を除く。）」を「を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間」に改める。

附則第四十五条の見出し中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同条第一項中「平成三十三年三月一日」を「平成三十五年九月一日」に、「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同条第三項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に、「平成三十三年九月三十日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改める。

附則第四十六条の見出し中「三十三年改正規定」を「三十五年改正規定」に改め、同条第一項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改め、同条第二項中「三十三年施行日以後」を「三十五年施行日後」に、「三十三年施行日前」を「三十五年施行日以前」に改める。

附則第四十七条から第四十九条までの規定、附則第五十条第一項から第四項までの規定及び附則第五十一条中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に改める。

附則第五十二条第一項中「三十三年施行日」を「三十五年施行日」に、「三十三年改正規定」を「三十五年改正規定」に改める。

附則第百六条中「第六十八条の十一第十三項及び第十四項」を「第六十八条の十一第十四項」に改め、「、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項」を削り、「、第六十八条の十五の四第十二項」に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十第三項」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十四の二第二項」を削り、「、第六十八条の十五の二第一項から第三項まで、第六十八条の十五の四第三項又は第六十八条の十五の五第一項」を「又は第六十八条の十五の二第二項及び第三項」に改め、「、第六十八条の十一第七項から第九項まで」及び「、第六十八条の十四第二項、第六十八条の十五第二項」を削り、「、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで、第六十八条の十五の四第二項及び第三項又は第六十八条の十五の五第一項」を「又は第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改める。

附則第百十二条及び第百四十三条第二項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第百五十三条中「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に改める。

附則第百五十七条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の表第十四項の項の改正規定を削る。

附則第百五十八条を次のように改める。

第百五十八条　削除

附則第百六十条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第百七十条第一号中「平成二十八年度末」を「平成三十年度末」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第五号並びに第四項第二号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第十項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に改め、同条第十一項第一号及び第三号並びに第十二項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第五項及び第八項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第十七項第二号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項並びに第四十一条の十九の四第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

第七十条の二第一項中「平成三十一年六月三十日までの」を「平成三十三年十二月三十一日までの」に、「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同項各号中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十九年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「平成三十年九月三十日まで」を「平成三十二年四月一日から平成三十三年四月一日から同年十二月三十一日まで」に改め、同項第七号中「平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日まで」を「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日まで」を「平成三十三年四月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第七十条の三第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。